

答 申

第1 審査会の結論

実施機関の決定は妥当である。

第2 諮問事案の概要

1 行政文書の開示請求

審査請求人は、平成30年8月2日、奈良県情報公開条例（平成13年3月奈良県条例第38号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、奈良県知事（以下「実施機関」という。）に対し、「平成30年4月1日付け嘱託職員発令に関する文書（ただし、法務文書課に限る）」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

平成30年9月26日、実施機関は、本件開示請求に対応する行政文書として、（1）開示する行政文書（以下「本件行政文書」という。）のとおり特定した上で、（2）開示しない部分を除いて開示する旨の行政文書一部開示決定（以下「本件決定」という。）を行い、（3）開示しない理由を付して、審査請求人に通知した。

（1）開示する行政文書

平成30年3月28日付け起案「嘱託職員の発令について」のうち、起案用紙及び法務文書課に係る辞令案

（2）開示しない部分

- ア 危機管理政策顧問及び法務管理業務に従事する非常勤の嘱託職員の氏名
- イ 個人の給与情報

（3）開示しない理由

条例第7条第2号に該当
個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるため

3 審査請求

審査請求人は、平成30年12月14日、本件決定を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関に対し、本件決定を取り消し、不開示の嘱託職員の氏名の開示をすとの裁決を求める旨の審査請求を行った。

なお、その他の不開示部分は、審査請求の対象となっていない。

4 諮 問

平成31年4月15日、実施機関は、条例第19条の規定に基づき、奈良県情報公

開審査会（以下「当審査会」という。）に対して、当該審査請求に係る諮問を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

決定を取り消し不開示の嘱託職員の氏名の開示をするとの裁決を求める

2 審査請求の理由

審査請求人が、審査請求書及び意見書において主張している審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

(1) 審査請求書

不開示情報でないため

(2) 意見書

不開示の嘱託職員の氏名は、個人識別情報であるから、条例第7条第2号ただし書の問題に帰着する。ただし書アは、法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報を不開示情報から除くものである。奈良県では条例の解釈について、奈良県情報公開条例の解釈運用基準（以下「解釈運用基準」という。）を制定している。ただし書アは、「個人識別情報であっても、一般に公にされている情報については、あえて不開示として保護する必要性に乏しいと考えられることから、ただし書により、本号の不開示情報から除くこととしたものである」。そして、「慣行として」は公にすることが慣行として行われることを意味し、「公にされ」とは、当該情報が、現に公衆が知りうる状態に置かれていれば足り」（解釈運用基準26頁）。

つまり、個人識別情報であっても、一般に公にされている情報は、プライバシー等を侵害するおそれはないので開示の対象となる。そして、ホームページや刊行物に現に搭載されている場合には、公表慣行が認められている（平成19年度（行情）答申第65号）。

ア 不開示の法務管理業務に従事する嘱託職員の氏名について

本件不開示の法務管理業務に従事する嘱託職員は、法務文書課の法務管理官と考えられる。法務管理官は、訴訟実務対応実務研修、不当要求行為対応研修、採用3年目職員研修、新任係長研修などで講師を務めており、その氏名は既に開示されている。一人に開示したということは誰にでも開示できることを意味する。

また、この法務管理官は弁護士であるから、奈良弁護士会のホームページやマイリーガル・ナビ（奈良弁護士会発行 弁護士名簿）、所属事務所のホームページ等で氏名が公開されているのが認められる。

ゆえに、不開示の法務管理業務に従事する嘱託職員の氏名は、条例第7条第2号ただし書アに当たり開示すべきである。

イ 不開示の危機管理政策顧問の氏名について

2020年度より会計年度任用職員制度が導入されるのは周知である（会計年度任用職員制度の導入に向けた事務処理マニュアル（第2版）平成30年10月総務省自治行政局公務員部。以下、「マニュアル」という。）。これは地方公

務員法及び地方自治法の一部を改正する法律により、一般職の会計年度任用職員制度を創設し、特別職非常勤職員の任用要件の厳格化を行い、会計年度任用職員制度への必要な移行を図るものである（マニュアル1頁）。

平成30年1月5日付け人第453号「会計年度任用職員制度への移行等に関する周知について（通知）」別紙2 1. 特別職非常勤職員として任用する職について ●新地方公務員法第3条第3号規定により任用する職・法令に基づき設置されている職種等の中で、顧問は、該当する事務は助言、根拠規定は自治体機関に対し、意見の陳述又は勧告をさせる等のために置かれるとされ、非専務的で労働者性は低いとされている。

会計年度任用職員制度の準備状況等に関する調査票（奈良県）の【調査票1】A①会計年度任用職員制度等への移行状況【一般行政部門（福祉関係含む）】によると、平成29年度の特別職非常勤職員「その他」61名のうち、任用の適正化後、43名が会計年度任用職員に移行し、改正後の特別職非常勤職員に残るのは18名である。この18名について、人事課庁内働き方改革推進係担当者に訊ねると、「政策顧問や統計分析専門官等専門的な知識に基づいて、様々な分野で助言等をしていただける方」と説明した。

これらから、危機管理政策顧問は会計年度任用職員制度に移行しても、従来どおりの特別職非常勤嘱託職員として任用されるべき者と考えられる。

これらの非常勤職員について、大阪市総務局作成の「情報公開推進のための指針」では、「市政運営の透明性をより一層高めるために、職員録等に氏名が記載されていない場合であっても、非常勤職員以外の職員に加え、意思形成過程に影響を及ぼした弁護士や有識者等の非常勤職員の氏名についても、特段の支障の生ずるおそれがある場合を除き、公開する」とされているのが参考になる。

防災統括室の説明によると、防災統括室では、奈良県が取り組んでいる陸上自衛隊誘致に関する業務を行っているため、陸上自衛隊の組織、業務に精通した非常勤の危機管理政策顧問を置いている。政策顧問は、これまでの陸上自衛隊における勤務経験を活かし、防衛省本省、陸上幕僚監部との連絡調整業務、近畿圏を管理する中部方面総監部第3師団等との具体的な陸上自衛隊誘致に関する業務を行っている。また、奈良県が実施する県防災総合訓練等への自衛隊の参加に関する事項について調整業務を実施している、とのことである。

奈良県危機管理政策顧問の氏名は奈良県防衛協会の奈良県防衛協会五條支部創立記念式典開催の記事に来賓として紹介されていて、最高の階級である元陸将で奈良県防衛協会顧問である。この記事は平成24年のものであるが、その後退任していないから現在も危機管理政策顧問と考えられる。また、新しい歴史教科書をつくる会奈良県支部長や防衛大学校同窓会関西支部長でもあり、その氏名は公開されている。

他の同様の文化政策顧問、学芸政策顧問は、それぞれ前文化庁長官、京都大学教授で、就任時に氏名がホームページで公開されており、政策顧問は氏名を公開する慣行があると認められる。

以上から、危機管理政策顧問は、専門的な知識に基づいて助言等を行う有識者で、その経歴や業務内容から通常その氏名は公開が予定されていると考えられる。そして実際その氏名は公になっているのが認められるので、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報といえる。ゆえに、条例第7条第2号ただし書アに当たり開示すべきである。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が、弁明書において説明している本件決定の理由は、おおむね次のとおりである。

1 本件行政文書について

本件行政文書は、平成30年度に奈良県総務部法務文書課、同部防災統括室及び同部総務厚生センターに勤務することとなる嘱託職員に対する発令であり、当該職員の氏名、嘱託又は委嘱する業務、任用期間、給与として支払う賃金額及び勤務先が記載されている。

2 条例第7条第2号該当性について

実施機関は、本件決定において、非常勤嘱託職員の氏名及び給与として支払う賃金の額を条例第7条第2号本文に該当するため不開示としており、審査請求人は、これらのうち、非常勤嘱託職員の氏名（以下「本件不開示情報」という。）の開示を求めている。

条例第7条第2号本文は、「個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述により特定の個人を識別できるもの」を原則として不開示とする旨規定している。すなわち、本号にいう「個人に関する情報」とは、氏名のほか、思想、信条、職業、収入、資産、家族関係等個人に関する一切の情報をいうものである。

同号ただし書は、同号本文に該当する情報であっても、「ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にされることが予定されている情報」、「イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」、「ウ 当該個人が公務員等である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び職務遂行の内容に係る部分」のいずれかに該当する情報については、同号の不開示情報から除外することとされている。

本件不開示情報は、個人の氏名であり、開示することにより、特定の個人を識別することができることから、条例第7条第2号本文に掲げる情報に該当する。

次に、同号ただし書について検討する。

本号ただし書に規定する「職務の遂行に係る情報」とは、公務員が地方公共団体の一員として、その担任する職務を遂行する場合における当該活動についての情報を意味する。例えば、行政処分その他の公権力の行使に係る情報、職務としての会議への出席、発言その他の事実行為に関する情報が含まれ、かつ、具体的な職務の遂行との直接の関連を有する情報が対象となるが、本件不開示情報である非常勤嘱託職員の氏名は、単に人事発令に記載されたものであり、具体的な職務遂行に直接関わる情報ではない。

また、公務員等の職務遂行に係る情報に含まれる当該公務員等の氏名については、公にした場合、公務員等の私生活等に影響を及ぼすおそれがあり得ることから、例外的に開示する情報とはしていないが、当該公務員等の氏名が、法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にされることが予定されている場合には、本号ただし書アが適用され、個人情報として不開示とならないことになる。

慣行として公にされているかどうかの判断に当たっては、実施機関により氏名を公表する習慣がある場合、又は実施機関が公にする意思をもって（あるいは公にされる

ことを前提に) 氏名を情報提供している場合には、慣行として公にされ、または公にすることが予定されていると解される。

奈良県においては、毎年、職員録が発行され、販売等の方法により公にされており、当該職員録に掲載されている職員の氏名は、慣行として公にされているものとして開示されるが、本件不開示情報の非常勤嘱託職員の氏名については、当該職員録に掲載されていない。

これらのことから、本件不開示情報は、条例第7条第2号ただし書ア及びウに該当せず、また、同号ただし書イに掲げる情報に該当しないことは明らかである。

以上のことから、非常勤嘱託職員の氏名は、条例第7条第2号の不開示情報に該当する。

3 結語

以上のことから、実施機関が行った本件決定は妥当なものであり、原処分維持が適当と考える。

第5 審査会の判断理由

当審査会は、本件事案について審査した結果、次のとおり判断する。

1 基本的な考え方

条例は、その第1条にあるように、県政に対する県民の理解と信頼を深め、県民の県政への参加を促進し、もって県民の知る権利への理解を深めつつ、県の有するその諸活動を県民に説明する責務が全うされるようにするとともに、公正で開かれた県民本位の県政を一層推進することを目的として制定されたものであり、その解釈・運用に当たっては、県民の行政文書開示請求権を十分尊重する見地から行わなければならない。

しかし、この行政文書開示請求権も絶対的で無制限な権利ではなく、個人、法人等の権利利益や、公共の安全、公共の利益等も適切に保護すべき必要があり、開示しないことに合理的な理由がある情報を不開示情報として、条例第7条に規定している。

これらの条例上不開示とされている情報については、条文の趣旨に沿って客観的に判断する必要がある。

したがって、当審査会は、原則開示の理念に照らし、本件行政文書が、不開示情報を規定する条例第7条各号に該当するかどうかを、その文理及び趣旨に従って判断するとともに、本件事案の内容に即し、個別、具体的に判断することとする。

2 本件行政文書について

実施機関では、嘱託職員を採用する際には、当該職員に委嘱又は嘱託する業務内容、期間、給与及び配属を記載した辞令を交付している。

本件行政文書は、平成30年度の防災統括室、総務課（現法務文書課）及び総務厚生センターの嘱託職員の採用に係る承認辞令案及び当該辞令に係る起案用紙である。

3 条例第7条第2号該当性について

実施機関は、辞令案のうち、審査請求人が開示を求めている危機管理政策顧問及び法務管理業務を担当する非常勤嘱託職員（以下「本件非常勤嘱託職員」という。）の氏名について、条例第7条第2号に該当すると主張しているもので、以下検討する。

条例第7条第2号本文は、「個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの」を原則として不開示情報とする旨規定している。

同号ただし書は、同号本文に該当する情報であっても、「ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」、「イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」、「ウ 当該個人が公務員等である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」のいずれかに該当する情報については、同号の不開示情報から除外することとしている。

本件非常勤嘱託職員の氏名は、個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することができるため、条例第7条第2号本文に掲げる情報に該当する。

次に、同号ただし書について検討する。

同号ただし書ウでは、公務員等の職務遂行に係る情報のうち、職及び職務遂行の内容に係る部分については、当該公務員等の個人に関する情報としては不開示とはしないこととされているが、公務員等の職務遂行に係る情報に含まれる当該公務員等の氏名については、公にした場合、公務員等の私生活に影響を及ぼすおそれがあり得ることから、例外的に開示する情報とはしていない。しかし、県の職員の職務遂行に係る情報に含まれる氏名については、その性格上、公益性が強く、行政として県民の要望に応じて公にすることが予定されている情報と考えられるため、実施機関の職員の氏名については、奈良県職員録（以下、単に「職員録」という。）に掲載され、一般に頒布されている。このことから、職員録に掲載されている実施機関の職員の氏名については、慣行として公にされているとして、当該職員の私生活等に影響を及ぼすおそれがある場合を除き、同号ただし書アに該当するとして開示されている。

そうすると、非常勤嘱託職員の氏名が全て職員録に掲載されているか否かが問題となる。

この点について、当審査会が事務局を通じて実施機関に確認したところ、非常勤嘱託職員については、その業務内容や勤務条件などを総合的に勘案して、職員録に掲載するか否かを判断しているとのことであった。

そこで、当審査会が事務局に職員録を確認させたところ、本件非常勤嘱託職員の氏名は掲載されていなかった。

次に、審査請求人は、本件非常勤嘱託職員のうち、法務管理業務を担当する非常勤嘱託職員（以下「本件法務管理業務担当職員」という。）について、審査請求人が別に行つた行政文書開示請求において実施機関が開示した、職員研修に係る通知文及び研修資料（以下「本件研修資料」という。）に記載されている本件法務管理業務担当職員の氏名が開示されていることから、本件法務管理業務担当職員の氏名は同号ただし書アに該当する旨主張している。

この点について、事務局を通じて実施機関に確認したところ、本件研修資料は、法務管理業務を担当する職員（以下「法務管理業務担当職員」という。）が講師を務める研修に使用するために作成されたものであり、実施機関の職員の職務遂行に係る情報に含まれる氏名として開示したものであるとのことであった。

個人の氏名が慣行として公にされているか否かについては、当該氏名が公にされている事例があつたとしても、それが個別的な事例にとどまる限り、慣行として公にされているとは解されていない。そして、本件研修資料に記載された法務管理業務担当職

員の氏名は、当該職員が行った職員研修に係る情報に含まれる氏名として開示されたものであり、個別的な事情にとどまるものと認められることから、このことをもって、実施機関が本件法務管理業務担当職員の氏名を慣行として公にしているとは認められない。

また、審査請求人は、本件非常勤嘱託職員のうち、危機管理政策顧問（以下「本件危機管理政策顧問」という。）について、平成24年度に開催された奈良県防衛協会五條支部創立記念式典開催概要を掲載した奈良県防衛協会のホームページに、本件危機管理政策顧問の氏名が来賓として記載されているため、当該職員の氏名は同号ただし書アに該当する旨主張している。

この点、事務局を通じて実施機関に確認したところ、奈良県防衛協会のホームページ等に危機管理政策顧問の氏名が掲載されていることについて、実施機関は関与していないとのことであった。

公務員の氏名については、実施機関により氏名を公表する慣行がある場合、又は実施機関が公にする意思をもって、あるいは公にされることを前提に氏名を情報提供している場合には、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されていると解される。

本件の場合、審査請求人が本件危機管理政策顧問の氏名が掲載されていると主張している奈良県防衛協会五條支部創立記念式典概要については、奈良県防衛協会が主催した会議に係るものであることから、当該概要に危機管理政策顧問の氏名が掲載されることについて関与していないとする実施機関の主張に特段不自然、不合理な点はなく、また、当該概要の作成に実施機関が関与したと推測させる特段の事情もないことから、当該概要に危機管理政策顧問の氏名が掲載されたことをもって、本件危機管理政策顧問の氏名が公にされていたとは認められない。

また、奈良県防衛協会五條支部創立記念式典は、審査請求人が意見書において説明しているとおり平成24年度に開催されたものであって、当該式典に出席した危機管理政策顧問が平成30年度の辞令案に掲載されている本件危機管理政策顧問と必ずしも同一の者であるとは認められない。

したがって、本件非常勤嘱託職員の氏名は、慣行として公にされている又は公にすることが予定されている情報であると認められず、法令等で公にすることが義務づけられている情報ではないと認められるため、同号ただし書アに該当しない。

また、本件非常勤嘱託職員の氏名は公務員等の職及び職務遂行の内容に係る情報に当たらないため同号ただし書ウに該当せず、同号ただし書イに該当しないことは明らかである。

以上のことから、本件非常勤嘱託職員の氏名は、条例第7条第2号に規定する不開示情報に該当する。

4 審査請求人の主張について

審査請求人は、意見書において、その他種々主張するが、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

5 結 論

以上の事実及び理由により、当審査会は「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の審査経過

当審査会の審査経過は、別紙のとおりである。

(別 紙)

審 査 会 の 審 査 経 過

年 月 日	審 査 経 過
平成31年 4月15日	・ 実施機関から諮問及び弁明書の写しの提出を受けた。
令和 元年 5月10日	・ 審査請求人から意見書が提出された。
令和 2年11月20日 (第247回審査会)	・ 事案の審議を行った。
令和 2年12月28日 (第248回審査会)	・ 事案の審議を行った。
令和 3年 1月29日 (第249回審査会)	・ 答申案の取りまとめを行った。
令和 3年 2月18日	・ 実施機関に対して答申を行った。

(参 考)

本 件 答 申 に 関 与 し た 委 員

(五十音順・敬称略)

氏 名	役 職 名	備 考
い り め よ し お 以呂免義雄	弁 護 士	会 長 代 理
く ぼ ひ ろ こ 久保 博子	奈良女子大学研究院生活環境科学系 教授 (住生活・住環境学)	
こ た に ま り 小谷 真理	同志社大学政策学部准教授 (行政法)	
の だ た か し 野田 崇	関西学院大学法学部法律学科教授 (行政法)	会 長
ほ そ み み え こ 細見三英子	元産経新聞社記者	